

新 聞 発 表

平成13年5月31日

財 務 省

経済産業省

農林水産省

ねぎ、生しいたけ及び畳表に関するセーフガード調査 において表明された意見について

標記の件に関し、緊急関税等に関する政令第6条第1項及び貨物の輸入の増加に際しての緊急の措置等に関する規程第14条第1項の規定に基づき平成13年4月27日までにのべ3,227件の意見が表明されました（内訳は下記のとおり）。その概要は、別紙1のとおりです。
なお、閲覧等の取扱いは別紙2のとおりです。

記

品 目	提 出 者	件 数
ね ぎ	生産者（含団体）	1, 124
	販売者（A コープ、JA 等）	111
	消費者（含団体）	5
	その他	9
	合計	1, 249

生しいたけ	生産者（含団体）	252
	輸出業者（含団体）	1
	販売者（A コープ、JA 等）	110
	消費者（含団体）	5
	その他	11
	合計	379

畳 表	生産者（含団体）	1, 476
	輸入業者（含団体）	4
	販売者（A コープ、JA 等）	5
	その他	114
	合計	1, 599

○意見表明の概要

(別紙1)

(1)ねぎ

1 生産者

内容	提出者	件数
セーフガードを発動すべき	全国農業協同組合中央会	1
ねぎの輸入増大によって、国内生産者は甚大な損害を被っており、多くの消費者が望む安全で安心な農産物の安定供給が困難となるだけでなく、多面的機能を有する農業の存立自体を危うくさせる事態となっている。	全国農業協同組合連合会	1
セーフガードを発動すべき	農業協同組合(地域)	133
ねぎの輸入増大による国産ねぎの暴落は明白であり、価格低迷により生産農家の経営は急激に悪化し、無秩序な輸入がこれ以上続けば、農業を続けることはできない状況。このままでは、消費者が求める国産野菜を生産することは不可能。	生産者個人	987
セーフガードを発動すべき	農業協同組合(地域)	1
農業経営安定のため、水稻単作経営から野菜へと複合経営への転換を推進してきたところ、輸入急増による国産ねぎ価格の暴落のため農業経営は限界。		
セーフガードを発動すべき	生産者個人	1
生産農家の高齢化、人手不足に伴い、期間集中型作物(軟弱野菜等)から年一作の作型作物であるねぎ栽培に変わる農家が増加している。年一作のねぎ栽培では面積の増加により、経営を維持する必要有り。そのため、高齢者でも手間のかからない植付機等を導入し、経費が増加している状況。		

2 販売者

内容	提出者	件数
セーフガードを発動すべき	Aコープ(店舗)	71
安全、安心な国産食料等を将来にわたって安定的に供給することが重要と考える。輸入野菜の急増により、将来的に消費者が求める国産農産物等の確保が危惧される状況。	JA(店舗)	39
	直販所	1

※販売が確認できなかった者として、JA(店舗)8件の意見の提出があった。
(集計表においては「その他」に計上)

3 消費者

内容	提出者	件数
セーフガードを発動すべき	消費者団体連絡会(県)	1
埼玉県の主要野菜であるねぎについて、平成10年以降輸入が急増し、出荷時期も県産と重なり、価格も半値で出荷されているため、県産ねぎの価格を大幅に下げている。消費者団体としても、国内自給率の向上、食料の安全保障の確保、農業の多面的機能の維持を図るために、セーフガードは必要。		
セーフガードを発動すべき	生活協同組合(県)	1
①輸入増大による野菜価格の暴落は農産物の再生産を困難にし、食料自給率の低下に拍車。②これは農業経営安定化と活性化の下に農業後継者の育成を図ろうと産直運動などを推進している生協の取り組みにも逆行。③食品の輸入に係わる行政などの安全性チェック体制が充分とはいえない現状で、無秩序な輸入がつづくことは、食品の品質・安全性の管理とその予防措置の徹底を望む消費者の願いがかなえられないこととなる。		
セーフガードを発動すべき	生活協同組合(県)	3
消費者の最も大きな要求は「食やくらの安全・安心」である。このままでは、私たち、消費者が求める安全で安心できる国産野菜を消費することが不可能となってしまう。		

4 その他

内容	提出者	件数
セーフガードを発動すべき	労農市民会議(県)	1
ねぎの輸入増大による国産ねぎの暴落は明白であり、価格低迷により生産農家の経営は急激に悪化し、無秩序な輸入がこれ以上続けば、農業を続けることはできない状況。このままでは、消費者が求める国産ねぎを生産することは不可能。		

(2) 生しいたけ

1 生産者

内容	提出者	件数
セーフガードを発動すべき	全国農業協同組合中央会 全国農業協同組合連合会	1 1
生しいたけの輸入増大によって、国内生産者は甚大な損害を被っており、多くの消費者が望む安全で安心な農産物の安定供給が困難となるだけでなく、多面的機能を有する農業の存立自体を危うくさせる事態となっている。		
セーフガードを発動すべき	農業協同組合(地域) 生産者個人	57 173
生しいたけの輸入増大による国産しいたけの暴落は明白であり、価格低迷により生産農家の経営は急激に悪化し、無秩序な輸入がこれ以上続けば、農業を続けることはできない状況。このままでは、消費者が求める国産野菜を生産することは不可能。		
セーフガードを発動すべき	農業協同組合(地域)	1
農業経営安定のため、水稻単作経営から生しいたけとの複合経営への転換を推進してきたところ、輸入急増による国産生しいたけ価格の暴落のため農業経営は限界。		
セーフガードを発動すべき	生産者個人	3
しいたけ用原木は伐採した切り株より再発生して活動力のある森に育つ。原木による生しいたけ生産の減少は、15年から30年周期で伐採されるこのような広葉樹林がなくなると山林は老朽化し、炭酸同化作用、保水作用とも悪くなり、土壌流出などにより国土が荒廃する。		
セーフガードを発動すべき	生産者個人 農業協同組合(地域)	14 2
中山間地域における重要な農林産物であるしいたけの生産減少は、地域の農林業振興に深刻な影響を与える。		

2 輸出国側生産者、輸出者、(輸入者)

内容	提出者	件数
セーフガードの発動に賛成である	中国の生産者、輸出者、輸入者(連名)	1
日本のみならず、中国でもシイタケは大暴落しており、産地も立ち行かない状態。発動を機会に好転していくものと期待。しかしながら、このような事態の原因は日本の商社の「行きすぎた商行為」にある。		
関税割当方式については異議あり		
現行の暫定措置で行った関税割当の方式は商社の既得権益を保護するもの。本措置の場合においては、生産者の自主販売権を確立すべき。		

3 販売者

内容	提出者	件数
セーフガードを発動すべき	Aコープ(店舗)	73
安全、安心な国産食料等を将来にわたって安定的に供給することが重要と考える。輸入野菜の急増により、将来的に消費者が求める国産農産物等の確保が危惧される状況。	JA(店舗)	36
	直販所	1

※販売が確認できなかった者として、JA(店舗)10件の意見の提出があった。

(集計表においては「その他」に計上)

4 消費者

内容	提出者	件数
セーフガードを発動すべき 生しいたけは、年々輸入量が増加し、出荷時期も重なり、価格が県産の4割で出荷しているため、県産生しいたけの価格を大幅に下げる要因となっている。消費者団体としても、国内自給率の向上、食料の安全保証の確保、農業の多面的機能の維持を図るために、セーフガードは必要。	消費者団体連絡会(県)	1
セーフガードを発動すべき ①輸入増大による野菜価格の暴落は農産物の再生産を困難にし、食料自給率の低下に拍車。②これは農業経営安定化と活性化の下に農業後継者の育成を図ろうと産直運動などを推進している生協の取り組みにも逆行。③食品の輸入に係わる行政などの安全性チェック体制が充分とはいえない現状で、無秩序な輸入がつづくことは、食品の品質・安全性の管理とその予防措置の徹底を望む消費者の願いがかなえられないこととなる。	生活協同組合(県)	1
セーフガードを発動すべき 消費者の最も大きな要求は「食やくらしの安全・安心」である。このままでは、私たち、消費者が求める安全で安心できる国産野菜を消費することが不可能となってしまう。	生活協同組合(県)	3

5 その他

内容	提出者	件数
セーフガードを発動すべき 生しいたけの輸入増大による国産しいたけの暴落は明白であり、価格低迷により生産農家の経営は急激に悪化し、無秩序な輸入がこれ以上続けば、農業を続けることはできない状況。このままでは、消費者が求める国産しいたけを生産することは不可能。	労農市民会議(県)	1

(3) 畳表

1 生産者

内容	提出者	件数
セーフガードを発動すべき	全国農業協同組合中央会	1
畳表の輸入増大によって、国内生産者は甚大な損害を被っており、多くの消費者が望む安全で安心な農産物の安定供給が困難となるだけでなく、多面的機能を有する農業の存立自体を危うくさせる事態となっている。	全国農業協同組合連合会	1
セーフガードを発動すべき	農業協同組合(地域)	3
畳表の輸入増大による国産畳表の暴落は明白であり、価格低迷により生産農家の経営は急激に悪化し、無秩序な輸入がこれ以上続けば、い業経営を続けることはできない状況。このままでは、消費者が求める国産品を生産することは不可能。	生産者個人	1,470
七島いはセーフガードの対象から除外すべき	農業協同組合(地域)	1
七島いについては、新規就農者・七島いへの復帰及び面積の拡大に取り組んできたが、夏季の肉体労働に対する疲労と高齢により、限界。消費者の需要に応じるために中国の栽培を了承。国産七島いは輸入品と共存。七島いは国産いぐさ畳表より価格も高く、マーケットが異なる。		

2 輸入者

内容	提出者	件数
セーフガードを発動すべきではない(根拠データに疑問)	日中畳表友好協会	1
平成11年9月まで、税関における分類が不明確であり、数物の統計細分に畳表が混在している。この状態での貿易統計に基づく「輸入急増の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実」につき十分な証拠になり得るか否か、再調査すべき。		
セーフガードを発動すべきではない	輸入業者	2
近年の輸入量は、過去最大ではなく、輸入金額も過去最大でも最小でもないこと、平均輸入単価も過去最小ではない。		
いぐさの作付面積の減少といぐさ生産農家の減少は農家自体の高齢化及び畳表の需要減少に起因するものが主たる原因である。		
畳表離れ及び景気の後退による畳替えの減少による畳表の需要の減少、低価格指向による原因により、卸売価格は急落している。		
輸入規制がされれば、早急に製品の供給不足に陥り、市場に大きな混乱を招き国民生活に大きな支障をきたす。		
コストダウンをしない、製品の広告宣伝活動をしない国内の畳表メーカーのつけをなぜ消費者が払う必要があるのか。		
暫定措置の関税率、関税割当枠について異議あり。	輸入業者	1
関税率の設定に使用された国産卸売価格及び輸入品価格が妥当ではないのではないかと。		
関税割当枠は少なすぎるのではないかと。暫定期間内に作付け時期のない状況で、国内産を今期に間に合わせられないと考えられ、国内産での調達ができないのではないかと。その不足分約1,000万枚はどこから調達するのか。		

3 販売者

内容	提出者	件数
セーフガードを発動すべき	Aコープ(店舗)	2
安全、安心な国産食料等を将来にわたって安定的に供給することが重要と考える。輸入品の急増により、将来的に消費者が求める国産農産物等の確保が危惧される状況。	JA(店舗)	3

※ 販売が確認できなかった者として、Aコープ(店舗)68件、JA(店舗)43件、直販所1件、その他に生活協同組合(県)から2件の意見の提出があった。(集計表においては「その他」に計上)

(別紙 2)

(1) 閲覧場所

- ・財務省関税局関税課
東京都千代田区霞ヶ関 3-1-1 (財務省 3 階中 3 1 9)
- ・経済産業省貿易経済協力局貿易管理部特殊関税等調査チーム
東京都千代田区霞ヶ関 1-3-1 (経済産業省本館 1 4 階西 8)

(2) 閲覧期間

平成 13 年 6 月 1 日 (金) から平成 13 年 6 月 14 日 (木) まで

(3) 閲覧日・時間

祝日・休日を除く月曜日から金曜日までの午前 10 時から午後 5 時まで
(ただし、正午から午後 1 時 30 分までを除く。)

提出された意見について、意見があれば、書面にて、下記まで提出してください。

本件に関する問合せ及び意見の提出先

- ・財務省関税局関税課企画 1 係
〒100-8940 東京都千代田区霞ヶ関 3-1-1
電話) 03-3581-8012
- ・経済産業省貿易経済協力局貿易管理部特殊関税等調査チーム
〒100-8901 東京都千代田区霞ヶ関 1-3-1
電話) 03-3501-3462

本件に関する問合せ先

- ・農林水産省総合食料局国際部国際調整課貿易企画班
電話) 03-3502-8618